

検定済教科書制度の問題点－（２）教科書検定制度

川 又 正 之

はじめに

川又のこれまでの研究（川又 2008, 2009他）では、日本の中学校、高等学校の文部科学省検定済英語教科書や学習指導要領を言語とイデオロギーの観点から分析し、問題点の指摘と改善への提言を行った。また、川又（2013）では、教科書の「広域採択制」と「無償制度」の問題点について考察した。

本稿では、検定済教科書に関する問題点を論ずる統編として、「教科書検定制度」について取り上げる。教科書検定制度については、検定不合格処分を受けた教科書（日本史）の執筆者の一人であった家永三郎氏による32年間にわたる裁判がよく知られており、関連する書籍や論文等が多数出版されてきている。本稿では、その「家永裁判」と、現在ではほとんど忘れ去られてしまったと言っても過言ではない「ファースト英語教科書事件」を中心に、改めて教科書検定制度の問題点について考察を試みる。

1. 「ファースト英語教科書事件」とは何か⁽¹⁾

「ファースト英語教科書事件」とは、三省堂発行1989年度用高校外国語科（英語）用教科書 “FIRST ENGLISH SERIES II”（以下「ファーストII」）の見本本の「第13課 “War（戦争）”」という教材に対して、「自民党国家基本問題同志会」が中心となって教科書を出版した三省堂に対して政治的な圧力をかけ、最終的にその教材が削除されて別の教材に差し替えられたという事件である。

事件の経緯について、中村・峰岸（2004, pp. 18-21）やその他の資料をもとにまとめると以下ようになる。なお、第13課 “War（戦争）” の本文そのものについては本稿末尾の「資料」に示す。

1988年7月20日『朝日新聞』の「論壇」に中村敬氏の投稿が掲載される。

掲載された投稿の趣旨は、新聞の検定済教科書の紹介の記事は浅薄で本質をついていない、もっと掘り下げたものを、といったものであった。その際、中村氏自身が代表著作者であった「ファーストII」における第13課 “War（戦争）”（第2次大戦中の「皇軍」がマレー半島で行った住民虐殺に関わる内容の課）を取り上げた。

8月29日『神社神報』に皇學館大學教授田中卓氏の「恐るべき英語教科書の出現」と題する投稿記事が掲載される。

第13課“War（戦争）”に述べられているような残虐行為が本当に行われたのか疑わしい。本文は二重の伝聞記事であるから、信憑性はきわめて少ないのではないか、という内容であった。

9月14日 自民党国家基本問題同志会（座長 亀井静香氏）の記者会見が行われる。

第13課“War（戦争）”について、（1）日本人が一番残酷な国民であるとしている、（2）伝聞のまた伝聞で書いている、（3）情操教育の面から内容が不適當である、（4）このような題材は英語教育で取り上げる必要がない、の4点から問題があったとした。

9月22日 自民党文教部会（部会長 工藤巖氏）の正副部長会議が開かれる。

第13課“War（戦争）”について、ベトナムの二重体児がアメリカ軍による有毒な薬剤散布によって生まれたという記述は科学的に因果関係が証明されていない、抗議が来たらどうするのか、といった議論がなされた。

9月27日 三省堂対策会議が開かれる。著者側は著者代表他2名、出版社側は出版局長、教科書部長、編集長が出席。

出版社側は著者側に第13課“War（戦争）”の教材の差し替えを要求。著者側も最終的にこれに合意。

10月3日 教科用図書検定規則第16条に基づく「正誤訂正」を三省堂が文科省に申請し承認される。

第13課は“War（戦争）”から“My Fair Lady（マイ・フェア・レディー）”に差し替えとなる。“My Fair Lady（マイ・フェア・レディー）”の本文そのものについては本稿の末尾の「資料」に示す。

以上が大まかな経緯であるが、著者代表であった中村氏は、「政治権力と資本の論理に屈した著者の敗北感は深刻であった。」⁽²⁾と述べている。この事件は、教科書発行者が、当時の政権党の政治的圧力によって（「自主訂正」という形ではあるが）差し替えを余儀なくされた、というものであり、「政治権力の教育への介入」という点で看過できないものである。

次節では本事件についてさらに掘り下げるとともに、そもそも検定制度とはどのような

制度なのか、そこではいったい何が問われたのか等についてもあわせて考察したい。

2. 文部省（当時）の検定はどのようなであったのか

先に述べたように、「ファーストⅡ」は検定を通過した教科書であったわけであるが、実はその過程においても文部省と著者側にはさまざまなやり取りがあった。そのことについては後で取り上げることにして、まず教科書検定制度とはいったいどのような制度であるのかということをもとめておきたい。

教科書検定制度とは、民間の教科書編集者が学習指導要領等に基づいて作成した図書が、学校教育で使用される教材として適切なものかどうかを文部科学大臣が審査する制度である。

これについて、「学校教育法（平成18年法律第120号）」の第34条で以下のように述べられている。

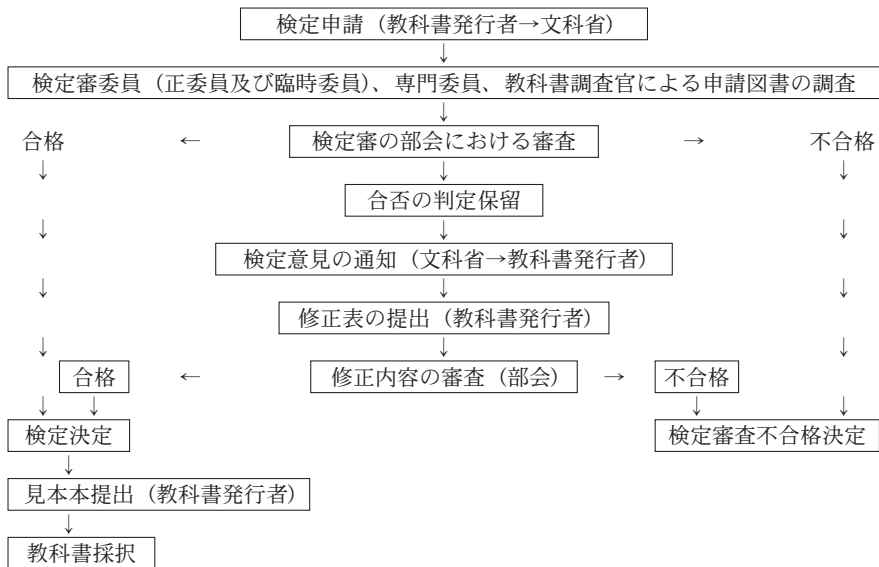
「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書を使用しなければならない。」

さらに、文部科学省（2011b）には、「この規定は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されています。」(p.1) と述べられている。

また、「文部科学省設置法（平成11年法律第96号）」では、「文部科学省は、(中略)次に掲げる事務をつかさどる。」とした第4条で、「教科用図書の検定に関すること。」(第10)と規定されている。

以下の図は検定過程の概要をまとめたものである。⁽³⁾

図1：教科書検定制度の仕組み



まず、教科書として完成された形で印刷されている「申請本」を出版社が文部科学省に提出し、教科用図書検定調査審議会（検定審）⁽⁴⁾の正委員及び臨時委員、教科書の調査を行う専門委員、教科書調査官によって申請図書の調査が行われる。この調査は、小・中学校の教科書の場合は「義務教育諸学校教科用図書基準」、高等学校の教科書の場合は「高等学校教科用図書基準」に基づいている。教科書調査官はその結果をまとめて「調査意見書」を検定審に提出、これを基に検定審で審議がなされ「検定意見書」となる。検定意見が付けられた申請図書については教科書調査官による検定意見の通知が行われ、記述内容の修正が求められる。教科書発行者は所定の期日内（現在は35日以内）に修正内容をまとめた「修正表」を提出する。検定審の部会では修正表の内容を検討し、適切であると判断した場合には、検定合格という原案を文部科学大臣に報告。最後に文部科学大臣がそれを承認して検定合格となる。

「ファーストII」の場合、検定審の審議会において問題点が指摘されて「条件つき合格」となり、検定意見に従う形で修正が行われ、最終的に合格となった。

検定審で問題とされたのは以下の部分である。⁽⁵⁾

One of my Malaysian friends described something that actually happened in Malaysia during World War II.

One day he heard a terrible cry outside his house. He ran out. A young mother was crying bitterly because a Japanese soldier had grabbed her little baby girl from her.

What did that soldier do then? He threw the baby up into the air and ran his sword through it. The baby died on the spot.

教科書調査官からは、条件指示として次の3つの意見が出された。

- ・ actually を間接的な表現に変えること。
- ・ he を a friend of his とすること。
- ・ 最後に I felt sad to hear that. を加えること。

上記の3つの条件については、いわゆる「B条件」(当時)と呼ばれるものであり、調査官の提案であって拒否することが可能なものであった。制度上は可能ではあるが、「検定不合格」となる危険性を考えれば、教科書発行者には実質的にかなりの重みを伴うものである。編集代表者の中村氏は、条件のように表現を間接的にしてもこの課の基本的な意図を損なうものではないと考えて従うことにした、と述べている。⁽⁶⁾ しかしながら、このような変更が、先に紹介した皇學館大學教授田中卓氏の、本文は二重の伝聞記事であるから、信憑性はきわめて少ないのではないか、という批判を招くことになる。検定を通過したとはいえ、本来のままではなく、検定審および教科書調査官の意見に基づいた修正を加えた上でのものであったことは特に留意しておく必要がある。先の自民党国家基本問題同志会の「ファーストII」批判が「政治権力」の教育への介入とすれば、検定制度は「国家権力」の教育への介入とも考えられるわけであり、「ファーストII」はいわば「二重の介入」を受けたとも指摘できる。

このような、国家による検定制度そのものの在り方の是非を問うたのが「家永裁判」である。これについては次節で取り上げることにする。

3. 「家永裁判」と教科書検定制度

「家永裁判」とは、検定不合格処分を受けた教科書(日本史)の執筆者の一人であった家永三郎氏が、検定制度の違法性を問うて32年間にわたり行われた裁判である。その概要をまとめると以下ようになる。⁽⁷⁾

表1：家永教科書裁判一覧

	第一次訴訟	第二次訴訟	第三次訴訟
請求	国家賠償 被告＝国	検定処分取消 被告＝文部大臣	国家賠償 被告＝国
対象	1962年度検定不合格処分 1963年度検定34箇所	1966年度改訂検定6箇所	1980年度検定・1982年度 正誤訂正申請不受理4箇所 1983年度改訂検定4箇所
東京地裁	1974.7.16 高津判決 検定 制度合憲、検定の一部（8 箇所）違法、慰謝料10万 円、家永一部勝訴	1970.7.17 杉本判決 検定 制度合憲、検定違憲、検定 処分取消、家永勝訴	1989.10.3 加藤判決 検定 合憲、「草莽隊」のみ検定 違法、賠償10万円、家永 一部勝訴
東京高裁	1986.3.10 鈴木判決 家永 全面敗訴	1975.12.20 畔上判決 違 憲判断回避、文部大臣控訴 棄却、検定処分取消、家永 勝訴	1993.10.20 川上判決 検 定合憲、「草莽隊」「南京 大虐殺」「日本軍の女性暴 行」の検定違法、賠償30 万円、家永一部勝訴
最高裁	1993.3.16第三小法廷可部 判決 上告棄却、家永全面 敗訴	1982.8.4 第一小法廷中村 判決 原判決破棄、訴えの 利益の有無を審理のため東 京高裁へ差戻し	1997.8.29 第三小法廷大野 判決 検定合憲、「731部 隊」の検定違法を追加、賠 償40万円、4箇所の検定 違法確定、家永一部勝訴
差戻し審		1989.6.27 丹野判決 学習 指導要領改訂により検定処 分取消の訴えの利益が失わ れたとして請求棄却、家永 敗訴	

訴訟、判決の詳しい内容については、関連する多数の書籍や論文等に譲るが、一連の教科書裁判での家永側の主張の核心は、検定制度は検閲であり、憲法違反であるということである。結果として「表1」からもわかるように、確定した判決では検定制度の違憲性は認められず、第一次訴訟、第二次訴訟は敗訴となった。第三次訴訟については4箇所の検定違法が確定し、一部勝訴となった。

裁判の中で、1970年7月7日の「杉本判決」は社会的にも大きな影響を与えたとされている。この判決では、教科書検定処分は執筆者の思想内容を事前審査するもので、憲法（第21条第2項）の禁じている検閲にあたり、かつ教育基本法第10条（教育に対する不当な支配の禁止）に違反する、とした。また、教育の内容や在り方を決める権限は国家にあるのではなく、国民（市民・保護者・子ども）にあるという「国民の教育権」論も打ち出された。この判決以降、検定はある程度緩和され、南京事件を教科書で取り上げることができるようになり、国語の教科書でも戦争体験や平和の尊さを語る教材が採用されるようになった。⁽⁸⁾

1975年12月20日の「畔上判決」においても、教科書検定についての憲法判断は回避さ

れたが、文部大臣の控訴が棄却され、検定処分も取消とされた。

このような流れの中で、アジアへの加害や沖縄の住民虐殺の記述も、1982年に社会科検定基準に「近隣諸国条項」が追加されることによって、検定意見がつくことも少なくなった。この条項は、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること」というもので、過去の侵略戦争と植民地支配を反省する日本の立場を示すものであった。

次節では、教科書検定制度の歴史について概観する。

4. 教科書検定制度の歴史

検定制度を歴史的に振り返ってみると、明治初期には一般に発行されている図書を教科書として使用する「自由発行・自由採択制」であったものが、その後「届出制」、「許可制」となり、1886年に「検定制度」が導入される。1903年には小学校の教科書が「国定制度」となり、全国一律に文部省作成の同一の教科書で学ぶことになる。(中学校、高等女学校の教科書は1943年に国定化。それまでは検定制度。)この国定制度下では、たとえば「国史」の教科書は、人類の誕生ではなく、日本の神話から始まる。神話が事実であるかのように扱い、天皇は神の子孫であって日本は神の国であると教えた。このような国定教科書に基づいた「臣民教育」が、日本を戦争に導く大きな要因となったという反省に立ち、敗戦後には国定制度が廃止され、検定制度に戻った。実は1947年の学校教育法と1948年の教育委員会法で制定された初めの検定制度では、各都道府県教育委員会が検定の権限を持っていた。これは国家による教育統制を防ぎ、教育の地方分権を図るためであったとされている。ただ、敗戦直後で物資が困窮していて教科書のための用紙を確保することが困難であったため、状況が改善されるまで、という条件付きで文部大臣にその権限が委ねられたという経緯がある。

当時の検定基準も、学習指導要領に準拠すること、となっていて現在と違いはないように見えるが、1947年に発行された戦後初の学習指導要領の理念は、以下のようなものであった。「序論」では以下のように述べられている。

「これまでの教育では、その内容を中央で決めると、それをどんなところでも、どんな児童にも一様にあてはめていこうとした。だからどうしても画一的になって、教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がなかった。このようなことは、教育の実際にいろいろな不合理をもたらし、教育の生気をそぐようなことになった。」

戦前の国定教科書制度による全国一律教育の反省の上に立った文言であることに疑いは

ないだろう。この学習指導要領は「試案」という位置づけで、それぞれの地域や学校現場での実情に合わせた教育を実践してほしい、という願いが込められたものであった。学習指導要領はあくまで参考であって、現場が教育の主体であることをはっきりと示したのである。さらに、当時は教科書調査官という役職はなく、教科書の検定のための調査は民間の研究者や教員が非常勤の立場で行った。同じ検定制度ではあっても、当時は現在よりもはるかに自由で柔軟で建設的なものであったといえる。しかしながら最近の検定においては、たとえば2006年度検定（高校日本史）における沖縄戦の「集団自決」に関する検定意見⁽⁹⁾など、「国民の教育権」よりも「国家の教育権」を優先するかのよう傾向が顕著に見られるようになってきている。第2次安部内閣の動きを見ても、確実に国家・政府による教育管理、教科書の国定化に向かって進んでいるように思える。

5. 最近の教科書検定制度の動向

「ファーストⅡ」の場合、当時の教科書調査官からは、条件指示として3つの意見が出されたが、それらはいわゆる「B条件」と呼ばれるものであり、調査官の提案であって拒否することが可能なものであった。制度上は可能ではあるが、「検定不合格」となる危険性を考えれば、教科書発行者にはかなりの重みを伴うものであることもあわせて指摘した。

学習指導要領の改定にあわせて、1989年に「教科用図書検定規則」も改定されたが、この際、修正を求められても最終的には合格が保証された「条件付合格」（「B条件」）がなくなり、修正文案を文部（科学）省が承認しない限り最後まで合格するかどうかかわからない仕組みになった。実質的には同じ、という見方もできるかもしれないが、従来は合格を前提として、検定意見のついた箇所について教科書発行者と文部省の間で数か月かけて交渉できたのが、現在は第一次修正案を35日以内に、それが通らない場合は第二次修正案も35日以内に提出しなければならなくなったのである。教科書調査官との複数回にわたるやりとりや、書類の送付等にかかる日数も含めれば20日間程度で対応しなければならず、発行者側が建設的な修正のための議論をする時間はほとんどないというのが実情である。

「義務教育諸学校教科用図書検定基準」および「高等学校教科用図書検定基準」についても2009年に改定が行われた。「ファーストⅡ」発行当時は学習指導要領のなかの「目標」と「内容」が検定基準とされていたのに対して、現在はそれらに加えて「内容の取扱い」も含まれるようになった。つまり、学習指導要領がその「大綱的基準としての性格」（学力テスト旭川事件⁽¹⁰⁾）よりも、教科書および教育への「拘束性」を強めたということである。

さらに、教科用図書検定調査審議会は、2013年12月20日に文部科学省が示した「教科書改革実行プラン」に基づく検定基準の改定案を承認した。これは2014年の1月中旬に告示される見通しである。おもに「社会科」（高校は「地理歴史」と「公民」）についてのもの

のであるが、以下、要点をまとめて示す。⁽¹¹⁾

(1) 検定基準

- ①近現代史で通説がない事項はそれを明示。児童生徒が誤解の恐れがある表現はしない。
- ②政府見解や最高裁判例がある事項はそれに基づき記述する。
- ③結果が未確定の時事的事項は特定の事柄を強調しすぎない。

(2) 審査要項

教育基本法や学習指導要領の目標などに照らして重大な欠陥があれば不合格にする。

(3) 申請手続き

教育基本法の趣旨を反映させた工夫点をより詳しく説明する。

このような改定案のねらいが、国家、政府による教育支配の強化にあることは明白であろう。たとえば南京事件、東京裁判、従軍慰安婦問題、領土問題、自衛隊問題、沖縄の米軍基地問題、国旗掲揚・国家斉唱、愛国心等のさまざまな考え方が存在する問題について、教育基本法に則り政府見解を書かなければ検定不合格になる、というのは、一種の「脅し」のようなものである。「ファーストⅡ」の第13課“War（戦争）”のような記述は、たとえばマレーシアの中学生用英文歴史副読本に同じような内容の記載があり⁽¹²⁾、また、当時の現地の人々の証言があったとしても、「通説」がなく、「児童生徒が誤解の恐れがある」ものとして退けられることになるだろう。そもそも何をもって通説とするのか、誰がそれを公正、公平に判断するのか、きわめて不明確、不明瞭であり、国家・政権にとって不都合と考えられるものは恣意的に排除されてしまう危険性がある。おそらく教科書発行会社は、検定不合格となる事態をさけるため、さらなる自主規制をして時の政府に迎合するような記述を執筆者に求めるのではないか。そうであるならば、教科書に求められる客観性、中立性は大きく揺らぐことになりかねない。

もともと今回の改定は、2012年12月に首相に就任した安部晋三氏が、2013年4月に国会で「教科書検定基準に改正教育基本法の精神が生かされていない」と答弁したことに端を発している。同月に検討を始めた自民党特別部会の提言をもとに、文科省がまとめたのが「教科書改革実行プラン」なのである。検定基準の改定案を検討した教科用図書検定調査審議会はわずか2回しか開催されず、一部の委員からは反対も出たが、最終的には了承された。この改定案は来年度の中学向け検定から適用される予定だが、あまりに拙速であり、多くの問題を孕んでいるといわざるを得ない。

おわりにー教科書検定制度は必要か？

本稿では、ファースト英語教科書事件と家永裁判を中心に、教科書検定制度について考察を試みた。教科書検定との関わりでいえば、圧倒的に「社会科」（高校は「地理・歴史」および「公民」）に関するものが多く、「外国語科（英語）」については、戦後の歴史を見ても「ファーストⅡ」のみであると思われる。その「ファーストⅡ」にしても、マレーシアにおける日本軍の住民虐殺を取り上げた教材だったため政治問題化したともいえる。

文部科学省（2011b, p.4）には、「教科書検定の必要性」として以下のように述べられている。

「小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されています。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しています。」

文部科学省としては、「適正な教育内容の維持」や「教育の中立性の確保」のために検定を実施している、ということであるが、問題なのは、何が「適正」で「中立」なのかということと、誰がそれを判断するのかということである。

アジア太平洋戦争は日本の侵略と植民地支配であったと考える人々に対して、列強からアジアを守るため、アジア解放のための戦争であったという主張する人々もいる。南京事件についても、犠牲者が30万人とするものもあれば、虐殺そのものがなかったという説もある。自衛隊についても、それを合憲とする立場と、違憲とする立場がある。教科書検定が、ある意味でこれらの相反する見解の「調整役」を果たし、それなりの判断を下してきた、というのは事実といってよいかも知れない。しかしその判断は、常に公平公正で一定というわけではなく、時代、政治、社会のなかで揺らぎながらのものであったというのが真相であるように思われる。

さきほどの文部科学省（2011b, p.5）には、日本以外の国における教科書制度の概要も紹介されている。それによれば、初等教育において教科書検定を導入している国は17か国中5か国で、中等教育において教科書検定を導入している国は17か国中8か国である。日本でも教育の充実した国として取り上げられることの多いフィンランドには検定制度がない。イギリス、フランス、アメリカ合衆国も同様である。これらの国々の教育が、

それぞれに何らかの問題はあるにせよ、日本よりも劣っていると断言することは困難であろう。日本においても、明治初期には一般に発行されている図書を教科書として使用する「自由発行・自由採択制」を採用していた。これは自前で教科書を発行するほどの力がまだなかったからというのが実情であろうが、それでも授業は行われていたわけである。

そうであるならば、日本の初等および中等教育課程においても、検定制度を廃止し、「自由発行・自由採択制」を採用することは選択肢の一つとしてあってもよいと考える。その際、教科書および教材の選択権は、それを使用する教員、生徒児童、そして保護者に与えられるべきである。また、これらの人々が自主的で主体的な判断が出来るよう、適切な情報の提供も求められる。杉本判決でも提示された、国家の教育権から国民（市民）の教育権への再転換は、教育のありかたそのものにも大きな変化をもたらすであろう。現に「教員の地位に関する勧告（Recommendation concerning the Status of Teachers）」（1966年10月5日 特別政府間会議）においても、教材および教科書の選択は教員の権利として明記されている。

ただし、このような改革を実現していくには、さまざまな場で時間をかけて議論をし、社会全体の共通理解を形成していく必要がある。それまでの間、現在の検定制度を維持せざるを得ないのであれば、検定に関するあらゆる情報の徹底した公開と、広域採択制の早急な廃止⁽¹³⁾が必須の条件となろう。また、学校教育法第34条には、「前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」という規定もある。教科書以外の教材を使用することは法的にも問題はなく、さまざまな材料を効果的に組み合わせて、検定済教科書の不足する点や問題点を補い、児童・生徒たちの実態にあわせた授業を継続して行っていくことも大切である。

家永氏の主張の核心は、検定制度は検閲であって憲法違反であるというものであった。「ファーストⅡ」では、検定と政治の両面から二重の拘束・圧力を受けた。日本では、かつて国家が教育に介入し、生徒や児童に臣民教育を行って戦争に駆り立てたという過去がある。そのような事態を繰り返さないためにも、教科書検定制度の問題点を正し続けることは、現在を生きる私たち一人一人に与えられた大きな責任の一つであると考えられる。

註

- (1) 本稿の「ファーストⅡ」についての記述はおもに中村・峰村（2004）による。
- (2) 中村・峰村（2004, p. 20）による。
- (3) 文部科学省（2009, p. 9）および小串（2011, p. 35）をもとに作成。
- (4) 教科用図書検定調査審議会（検定審）は現在10の部会から構成されている。外国語（英語）の教科書を担当しているのは第7部会である。任期は正委員が2年、臨時委員が1年である。
- (5) 中村・峰村（2004, pp. 46-47）による。
- (6) 中村・峰村（2004, p. 47）による。
- (7) 石山（2008, p. 13）および森川（1990, p. 1）をもとに作成。
- (8) 石山（2008, p. 14）による。
- (9) これについては、教科用図書検定調査審議会第2部会日本史小委員会「平成18年度検定決定高等学校日本史教科書の訂正申請に関する意見に係る調査審議について（報告）」にまとめられている。文部科学省のホームページからもダウンロードできる。〈www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/08011106/001.pdf〉（2014年1月20日）
- (10) 1961年に文部省による全国一斉学力テストが行われた際、これに反対した教職員組合員が刑事罰に処せられた事件。判決において、学習指導要領については、それが大綱の基準という性格を持つものとされた。
- (11) 「教科書検定の改善について」審議のまとめ 平成25年12月20日 教科用図書検定調査審議会 〈http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/01/14/1343252_01.pdf〉より作成。（2014年1月20日）
- (12) 本稿末尾の「資料」参照。
- (13) 広域採択制の問題点については川又（2013）を参照。

引用・参考文献

- 芦部信喜（編）1990.『教科書裁判と憲法学』 学陽書房
- 家永教科書訴訟弁護団（編）1998.『家永教科書裁判 三十二年にわたる弁護団活動の総括』 日本評論社
- 石山久男 2008.『教科書検定 沖縄戦「集団自決」問題から考える』 岩波ブックレット No. 734
- 市川須美子他（編）2012.『平成24年版 教育小六法』 学陽書房
- 小串雅則 2011.『英語検定教科書 制度、教材、そして活用』 三省堂
- 川又正之 2008.「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー（1）－『学習指導要領』」『外国語教育論集』第30号, pp. 61-73. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2009.「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー（1）－国際語としての英語教育」『外国語教育論集』第31号, pp. 101-112. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2013.「検定済教科書の問題点－（1）広域採択制と無償制度」『人文社会科学研究所年報』No.11, pp. 163-175. 敬和学園大学
- 教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会（編）1998.『歴史の法廷 家永教科書裁判と歴史学』 大月書店
- 国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）1980.『文部省学習指導要領 1 一般編』 日本図書センター
- 中村敬・峰村勝 2004.『幻の英語教材 英語教科書、その政治性と題材論』 三元社
- 森川金寿 1990.『教科書と裁判』 岩波新書

- 文部科学省 2011a. 『義務教育諸学校教科用図書検定基準 高等学校教科用図書検定基準 教科用図書検定規則』 文部科学省初等中等教育局
- 文部科学省 2011b. 『教科書制度の概要』 文部科学省初等中等教育局
- 若林俊輔 1992. 「広域採択制とは一体何なのか」 『現代英語教育』 1992年7月号, pp. 14-17. 研究社出版

資料

1. “First English Series II” (三省堂) の “Lesson 13 War” の本文

– 1 –

“Which nation is the most cruel?”

“The Germans.”

“No. No. The Japanese.”

So went the conversation at the party where I was the only Japanese. The others were all Southeast Asians – some from Malaysia, some from Singapore.

I was most embarrassed when one of them said that the Japanese were the most cruel.

– 2 –

One of my Malaysian friends described something that apparently happened in Malaysia during World War II.

One day a friend of his heard a terrible cry outside his house. He ran out. A young mother was crying bitterly because a Japanese soldier had grabbed her little girl from her.

What did the soldier do then? He threw the baby up into the air and ran his sword through it. The baby died on the spot.

– 3 –

War makes people cruel. So we cannot say one nation is more cruel than another.

You remember Duc-chan and Viet-chan. They were the victims of the Vietnam War.

The American forces scattered poison by helicopter over a large area. As a result a number of children like Duc-chan and Viet-chan were born. Women who breathed in the poisoned air gave birth to such unfortunate children.

– 4 –

The son of Mr Luu, one of my Vietnamese friends, is also a victim of US military operations. His mother breathed in the poisoned air and he was born mentally handicapped.

Now he is 16 years old but he cannot be expected to live an ordinary life.

These stories are sad, but sometimes we have to face uncomfortable things to make our life better.

2. “First English Series II” (三省堂) の “Lesson 13 My Fair Lady” の本文

– 1 –

Eliza Dolittle was a flower girl in London. She was a pretty girl but her English was a bit different from ‘good’ English.

She spoke Cockney – a kind of English that is spoken in some parts of London.

– 2 –

She said, “I ain’t done nothing wrong...”, “I don’t want no money.” Her pronunciation was also a bit strange. She said [トゥダイ] for today, [オスピタル] for hospital, [エヴン] for heaven the like.

One day a gentleman heard her speaking in such English. He was a professor of English pronunciation. His name was Henry Higgins.

– 3 –

Professor Higgins said to himself, “I wonder if I can change her English into ‘good’ English in six months. If she speaks ‘good’ English, she will become a perfect lady.”

He decided to try and began to give her lessons. She had to repeat “The rain in Spain stays mainly in the plain” hundreds of times to learn to speak better.

– 4 –

One evening after six months Eliza found that she was able to say correctly, “The rain in Spain stays mainly in the plain.”

She was so happy that she began to sing:

Bed! Bed! I couldn’t go to bed!
My head’s too light to try to set it down!
Sleep! Sleep! I couldn’t sleep tonight!

Now Eliza became a ‘perfect lady’ who spoke ‘perfect English’ !

3. マレーシアの中学生用英文歴史副読本（中村・峰村 2004, p. 195より。）。

The methods that the Japanese used to punish the Chinese and other people were indeed very cruel and inhuman. The Japanese did not even spare the new-born Chinese babies. They used their long sharp swords to cut off the heads of the people they hated. They also used their bayonets to stab innocent people. Thousands of Chinese men, women and children were put to the sword. Chinese babies were thrown into the air and stabbed with bayonets. It seemed as if they wanted to kill all the Chinese people in this country. Hundreds of them were put in wooden houses and burnt alive. Those who rushed out of the burning houses were shot dead or beheaded.

(*JAPANESE SOLDIERS IN OUR COUNTRY* by Sumita Nandy, Buku Must sdn.Bhd., 1986)